

第 2 期

富津市環境基本計画

豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津



平成 2 9 年 4 月

富津市

は じ め に



富津市は、鋸山や高宕山などに代表される山岳風景や南北 40 キロメートルに及ぶ海岸線、また、水田や畑、屋敷林で構成された田園風景が広がり豊かで美しい自然に恵まれています。

現在、私たちが享受している便利で快適な生活は、大量の資源やエネルギーを使うことによって成り立っており、そのために引き起こされる地球温暖化や環境問題は益々深刻化しています。

本市では、富津市環境条例に基づき平成 19 年に「富津市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、第 1 期計画の策定期間が平成 28 年度末で終了することから、目指すべき環境像を「豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津」とする「第 2 期富津市環境基本計画」を策定しました。

本計画の策定を新たな出発点として、市民、事業者、市がともに参加し、自然豊かなまちを次世代へ引き継ぐための取組を積極的に推進することで、目指すべき環境像の実現に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 4 月

富津市長 高 橋 恭 市

～ 目 次 ～

第1章 基本的な事項

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の対象地域と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 市民、事業者、市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 環境の現状と課題

- 1 緑豊かな環境を守る（緑地の保全・花いっぱい運動）・・・・・・ 4
- 2 生きものの環境を守る（多様な動植物の生息・生育環境の保全）・ 6
- 3 さわやかで安全な大気を守る（大気汚染）・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 安心して暮らせるまちをつくる（放射能）・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 川や海を守る（水環境）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 快適な暮らしを守る（悪臭・振動・騒音）・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 ごみを減らしきれいなまちを実現する・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 きれいな土壌を守る（土壌・地下水汚染）・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 9 低炭素社会を築く（地球環境）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 10 みんなが学び協働するまち（環境学習）・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 具体的な取組

基本目標Ⅰ 人と自然が共生し、豊かな自然の恵みを享受・継承するまち （自然環境）

- 個別目標 1 緑豊かな環境を守る（緑地の保全・花いっぱい運動）・・ 20
- 個別目標 2 生きものの環境を守る（多様な動植物の生息・生育環境の保全）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

基本目標Ⅱ だれもが快適に安心して暮らせるまち（生活環境）

- 個別目標 3 さわやかで安全な大気を守る（大気汚染）・・・・・・・・・・ 22
- 個別目標 4 安心して暮らせるまちをつくる（放射能）・・・・・・・・・・ 23

個別目標 5	川や海を守る（水環境）	25
個別目標 6	快適な暮らしを守る（悪臭・振動・騒音）	26
個別目標 7	ごみを減らしきれいなまちを実現する	28
個別目標 8	きれいな土壌を守る（土壌・地下水汚染）	30
基本目標Ⅲ 地域から地球環境問題に取り組むまち（地球環境）		
個別目標 9	低炭素社会を築く（地球環境）	31
基本目標Ⅳ みんなで考え行動するまち（環境学習）		
個別目標 10	みんなが学び協働するまち（環境学習）	33
 第 4 章 計画の推進体制・進行管理		
1	計画の推進体制	34
2	計画の進行管理	35

第1章 基本的な事項

1 策定の背景

富津市は、首都圏から40～60 kmの距離にあり、南北40 kmに及ぶ長い海岸線や湊川をはじめとする数多くの河川、鹿野山や鋸山などの山並みに囲まれた自然豊かなまちです。

しかし、市の北部地域が京葉工業地帯の南端に位置し、様々な企業が進出していることや産業廃棄物最終処分場なども設置されていることから、周辺環境に及ぼす影響が懸念されているところでもあります。

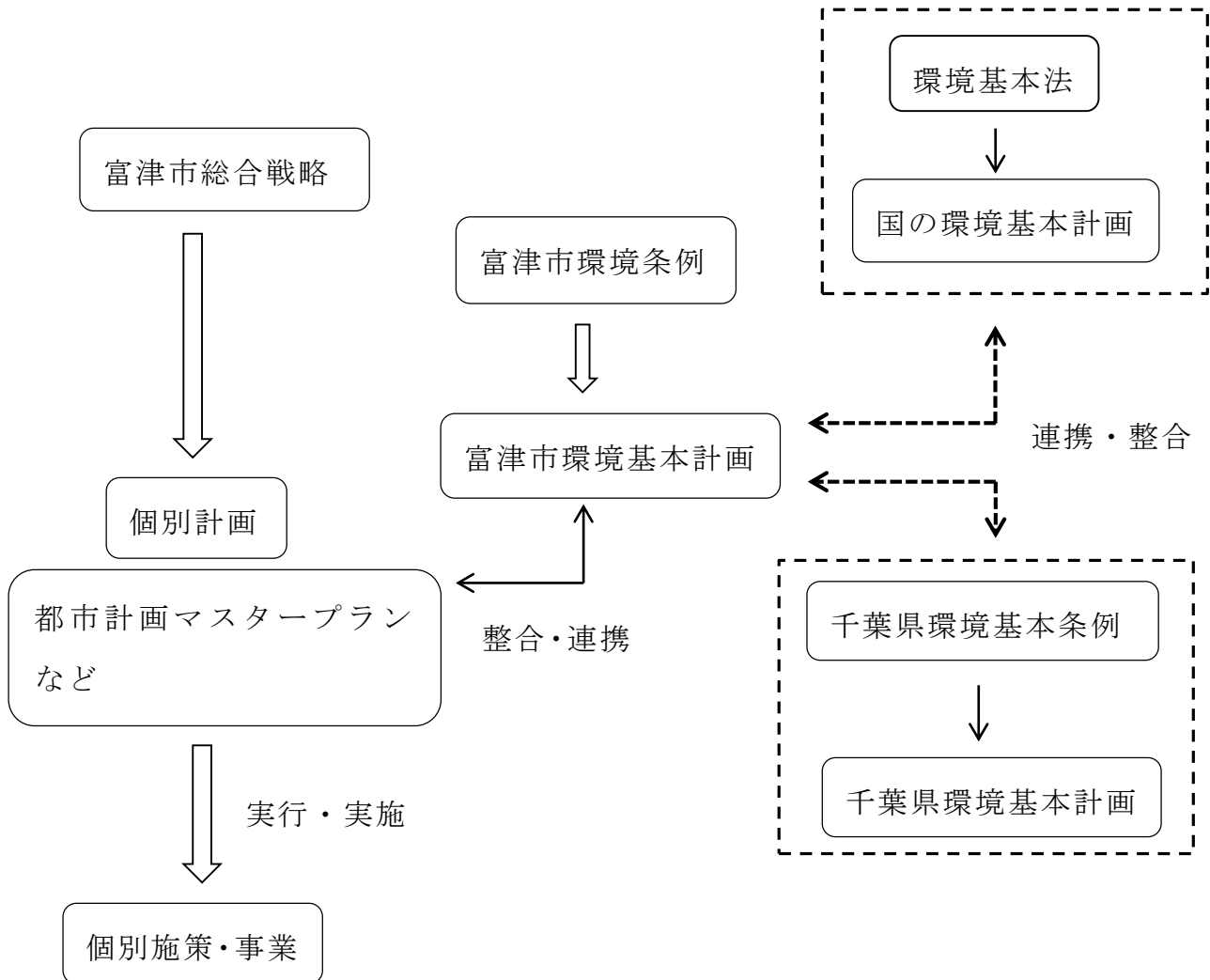
また、現在の環境問題は、生活雑排水やごみの不法投棄など日常生活に起因するものから、地球温暖化によってもたらされる激しい気象現象の頻発や海面の上昇などの地球規模の問題まで多種多様になっています。

このようなことから、「第2期富津市環境基本計画」では、現在の緑豊かな自然環境を保ちつつ持続的発展が可能な社会を実現するため、目指すべき環境像を「豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津」とします。

第2期の計画では、基本目標を見直し、環境の保全に重点を置いた計画にします。また、この10年の間に発生した問題に対応するため、新たに放射線対策やPM2.5対策を追加するほか、再生可能エネルギーなど地球環境に関する施策の拡充を図る計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「富津市環境基本計画」は、国や千葉県の関連法や条例、関連計画と連携し、市の各種施策と整合を図りながら、環境に関する事項や施策を推進します。



3 計画の対象地域と期間

① 計画の対象地域

対象とする地域は、富津市全域とします。なお、環境問題が市域を越えて広域的な連携が必要となる場合には、周辺地域の環境や地球環境も考慮したうえで、関係自治体と密接な連携を図りながら施策を講じます。

② 計画の期間

第2期環境基本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

ただし、今後の環境問題や社会情勢の変化、他の計画等の策定などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 市民、事業者、市の役割

① 市民の役割

日常生活の中で環境に配慮した暮らしを自主的に行うことが必要です。市の環境施策や地域で行われるより良い環境づくりのための取組に積極的に参加・協力することが求められます。

② 事業者の役割

事業活動による環境への負荷の低減を図るとともに、より良い環境づくりに積極的に取り組むことが求められます。

③ 市の役割

市民や事業者をはじめ、国や県、周辺自治体などと連携し、より良い環境づくりのための施策・事業を総合的・計画的に推進するとともに環境に配慮した行動を率先して行います。

第2章 環境の現況と課題

1 緑豊かな環境を守る（緑地の保全・花いっぱい運動）

富津市には、富津岬から金谷（明鐘岬）に至る海岸部と鹿野山周辺に南房総国立公園区域があり、また、鹿野山周辺の一部と高宕山を中心とする地域には、県立高宕山自然公園区域があり、豊かな自然に恵まれています。

《自然公園区域一覧》

区域名	指定年月日	面積（ha）
南房総国立公園区域	昭和 33 年 8 月 1 日	1,085
県立高宕山自然公園区域	昭和 10 年 8 月 9 日	1,648

また、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの活動の場として、市民ふれあい公園や市民の森、都市公園などが整備されています。



市民の森

豊かな緑は、人にうるおいと安らぎを与えてくれるだけでなく、野生生物の生息場所や災害の防止、大気の浄化など重要な機能を担っています。

緑豊かな環境を守るため、自然公園区域内では、土地の造成や家の建築など

を規制し、自然保護に努めています。

また、一定の敷地面積以上の事業所を対象に緑化協定等を締結し、緑の保全と公害の防止を図っています。

そのほか、花いっぱい運動として、駅や公共施設などに花の苗の植栽を行い、市民に安らぎを与えています。



富津市消防防災センターに植栽された花の苗



駅に植栽された花の苗

2 生きものの環境を守る

（多様な動植物の生息・生育環境の保全）

本市は、緑豊かな自然が多く、その中には多種多様な動物や植物が生息しています。この多種多様な動物等が生息する自然環境を保全するため、市内に3ヶ所の鳥獣保護区が設定され、狩猟や開発行為が規制されています。

《県指定鳥獣保護区》

名称	区分	所在地	設定期限	面積（ha）
鬼泪山	森林	君津市・富津市	平成35年10月31日	1,475
富津岬	森林	富津市	平成36年10月31日	288 特別保護区 (131)
高宕山	森林	君津市・富津市	平成30年10月31日	2,485

また、このほかに学術上価値の高い動植物などとして、国や県、市で6件の記念物について、天然記念物として指定しています。

《天然記念物一覧》

区分	名称	所在地	指定年月日
国指定	竹岡のヒカリモ発生地	萩生 1176	昭和3年11月30日
国指定	高宕山のサル生息地	豊岡 1283 他	昭和31年12月28日
県指定	環の大樟	東大和田 12	昭和10年3月26日
県指定	富津州海浜植物群落地	富津 2342-1	昭和29年12月21日
県指定	竹岡のオハツキイチョウ	竹岡 9	昭和40年4月27日
市指定	白山の大スギ	宝竜寺 447	昭和53年9月18日



竹岡のヒカリモ発生地

しかし、一方で野生の猿や鹿、イノシシなど特定の鳥獣の増加による生態系や農林業への被害は深刻化していることから、国は、従来の鳥獣の保護を基本とする施策から適正な生息数の管理を含めた施策に転換し、法律を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律」に改正し対応しています。

また、近年、アライグマなどの特定外来生物による農作物や一般住居への被害も急増しているため、県では千葉県アライグマ防除実施計画を策定し対策を行っています。

市では、これらの法律や計画に基づき、関係機関で有害鳥獣や特定外来生物に対する取組を行っています。

3 さわやかで安全な大気を守る（大気汚染）

私たちの日常生活や事業活動は、大量の資源やエネルギーの消費によって支えられています。石炭や石油などの化石燃料の消費は、大量の汚染物質を排出し、大気汚染を引き起こす原因となっています。

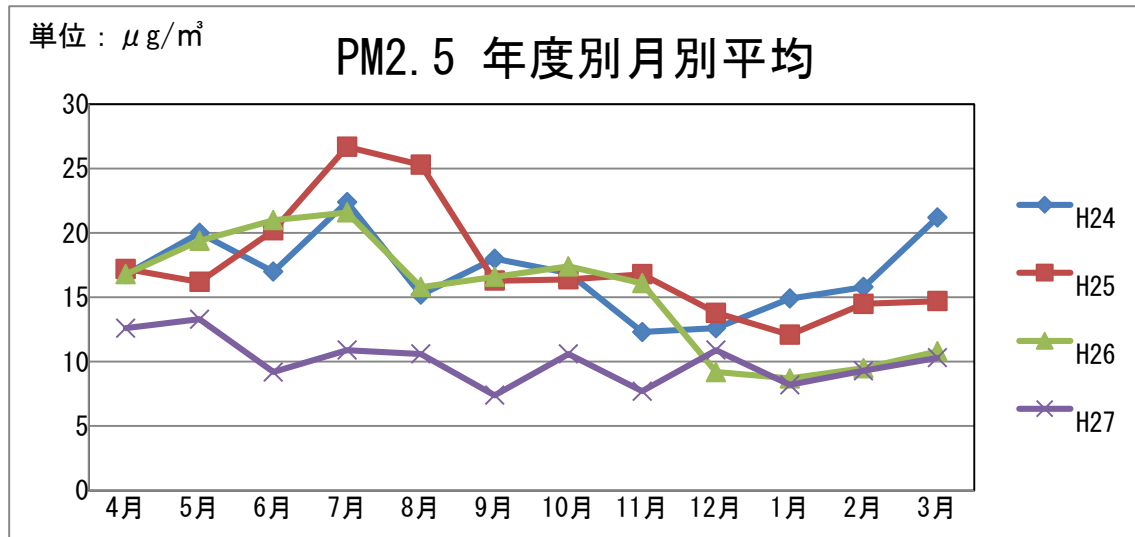
本市でも、臨海部の開発による市内の大気環境や市民の健康への影響が懸念されたため、昭和 46 年から測定を開始しました。

測定開始当初は、京浜工業地帯など東京湾臨海部の工場などの影響により、大気汚染が進んでいましたが、大気汚染防止関係の法令の整備とそれに伴う排出ガス規制などにより、昭和 50 年代半ばにかけて大きく改善し、現在では一部の項目を除き、環境基準を達成した状態が続いています。

また、大規模な工場の事業活動に伴って発生する大気汚染を防止するため、千葉県と富津市、事業者の 3 者で環境の保全に関する協定を締結し、煙道排ガスの立入調査を行い、大気汚染の防止に努めているところです。

しかし、光化学オキシダント^{※1}の上昇による光化学スモッグ注意報は、毎年のように発令されているほか、市の北部臨海地域においては、降下ばいじん量が、他の地域と比べても高い状況が続いていることから、これらへの対応が大きな課題となっています。

さらに、近年では、微小粒子状物質（PM2.5）^{※2}による影響も懸念され、平成 21 年 9 月に環境基準が定められ、本市でも千葉県が平成 23 年から下飯野測定局で測定を開始したところであります。



(用語解説)

※1 光化学オキシダント

光化学スモッグの原因となる大気中の酸化物質の総称。

工場や自動車からの排ガスに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こすことで生成される二次生成物。高濃度になると目や呼吸器などの粘膜を刺激して健康被害を引き起こす。

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること

※2 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のこと。 $(\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1)

PM2.5は、粒子の大きさが非常に小さく肺の奥深くまで入りやすいため呼吸器系の疾患に加え、循環器系への影響が心配される。

環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

4 安心して暮らせるまちをつくる（放射能）

東日本大震災で被災した原子力発電所の事故により、東北地方から関東地方の広い範囲に放射性物質が飛散しました。

国では、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告を基に追加被曝線量を年間1ミリシーベルト以下、1時間あたり0.23マイクロシーベルト未満になることを長期的な目標値として設定し、様々な対策を実施しています。

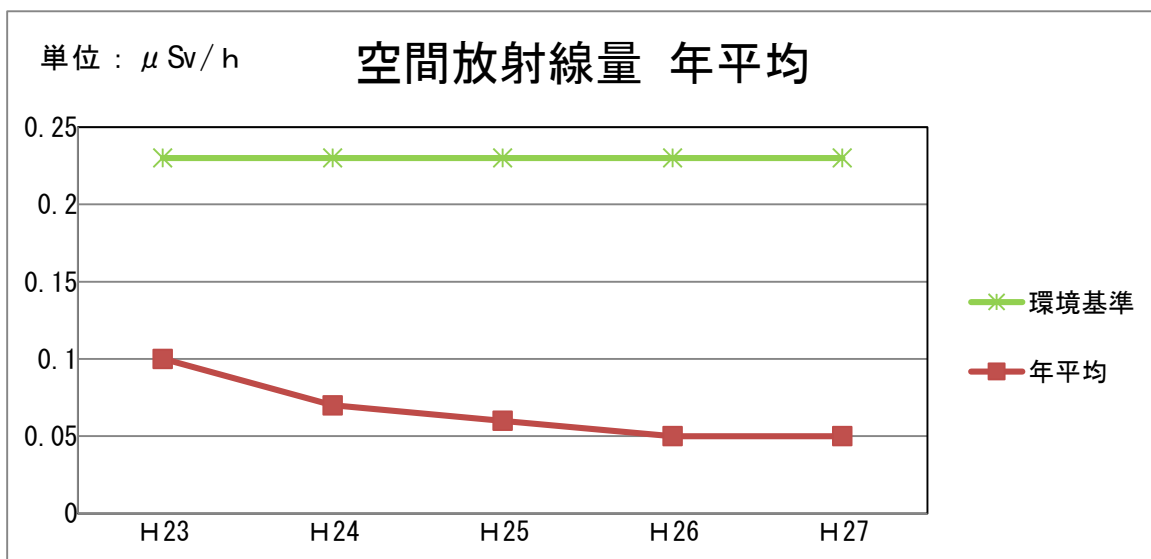
市でも、この数値を目安として、空間放射線量や河川水などの調査や対策を行っています。

また、平成24年4月から市民に簡易放射線測定器の貸出しを行い、市民の放射線に対する不安の払拭に努めています。

食品については、一部の食品で基準値を超える放射性物質が検出されましたが、基準値を超える食品が流通しないよう対策を講じ食品に対する安全性の確保を図ってきました。

そのほか、産業廃棄物最終処分場には、放射性物質を含んだ廃棄物が搬入されていることから、大気や排水の放射線量等の監視を行っています。

今後も放射能に関する監視活動を継続的に実施していきます。



5 川や海を守る（水環境）

きれいな水は、私たちの生活やさまざまな生物が生息・生育していくために欠かすことのできないものの一つです。

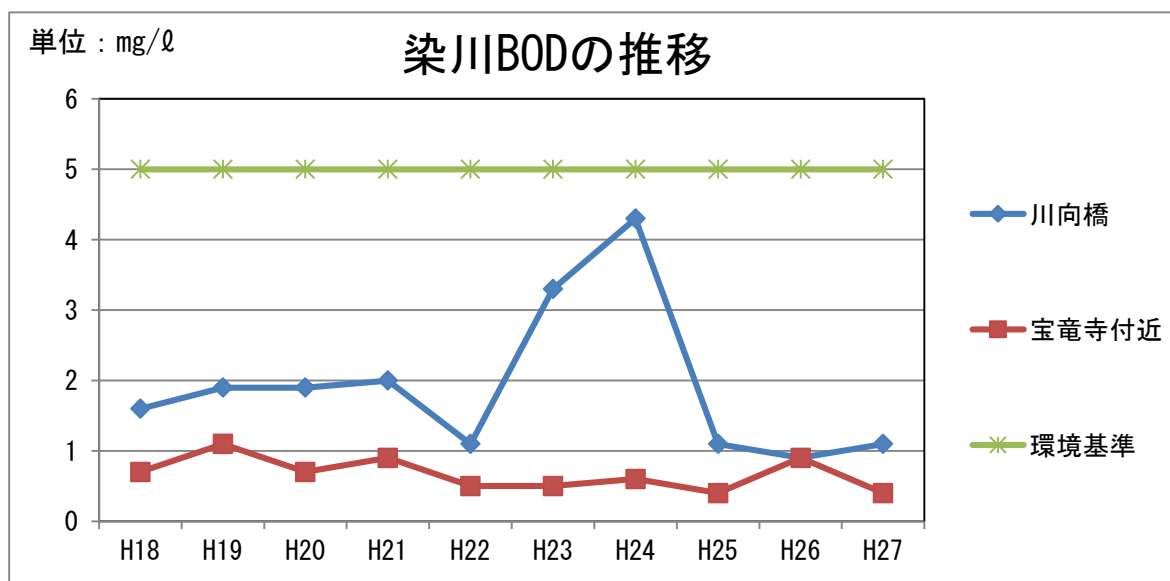
家庭からの生活排水や工場などからの排水による水質の悪化は、私たちの健康や生活環境、生態系に大きな影響を及ぼします。

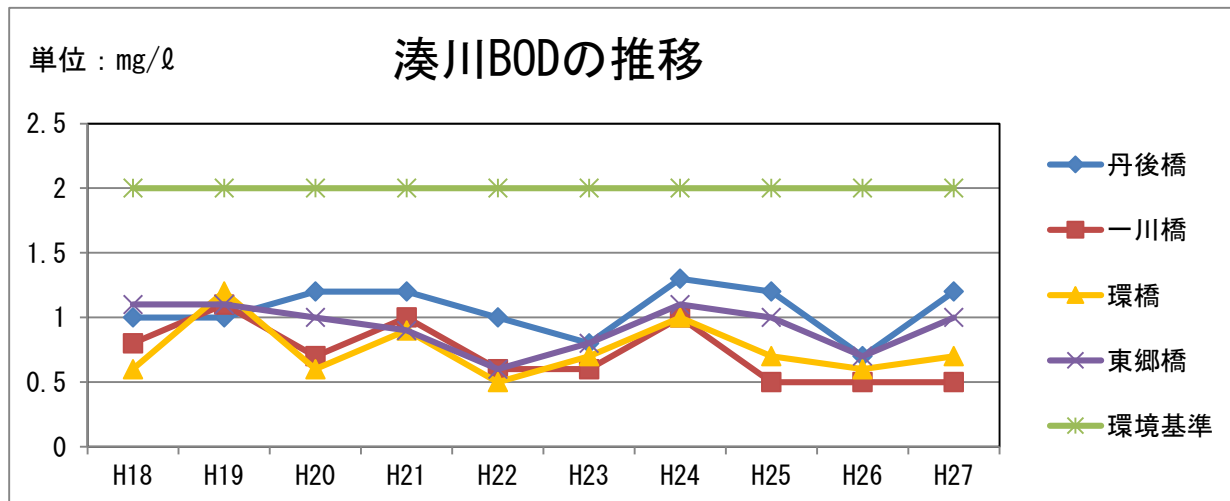
本市には、多くの河川があり、その水質は、水質汚濁防止関係の法整備や合併処理浄化槽の普及促進などにより、河川の汚れの指標とされる BOD（生物化学的酸素要求量）※³などの項目については、良好な状態で推移していますが、大腸菌群数については、環境基準を達成できない状況が続いています。

海域については、内湾で水の出入りの少ない東京湾は、閉鎖性水域である上、人口や産業等も集中しているため、赤潮等が発生しやすい水域となっており、地点によって全リン※⁴、全窒素※⁵などについて、環境基準を達成できない状況が続いています。

また、市民の意識調査でも、川や海の水質は、きれいな印象を持たれておらず、水環境の改善を望む声が多い結果となっています。

このため、更なる生活排水対策や工場等の事業所排水対策の推進など、市民が安心して楽しむことができる水辺を創造する取組を行う必要があります。





(用語解説)

※3 BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のこと。

河川の水質汚濁の指標の一つで、数値が高いほど水質が汚濁していることを示す。

※4 全リン

水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。

公共水域に排出されると、富栄養化を促進させ、赤潮などの一因となる。

※5 全窒素

水中に溶解している無機態窒素化合物及び有機態窒素化合物中の窒素の総量。

全リンと同様、富栄養化を促進させ、赤潮などの一因となる。

6 快適な暮らしを守る（悪臭・騒音・振動）

騒音、振動、悪臭は、人の感覚に影響を及ぼすことから感覚公害と言われ、そのほとんどが局地的な公害です。

騒音については、振動を伴って発生することが多く、発生源も工場や事業場のほか、建設作業や自動車などの交通機関、一般家庭など多種多様となっています。

市では、市内の環境騒音調査を実施していますが、住宅密集地や主要道路周辺で夜間に基準値を達成できない状況となっています。

また、道路交通騒音については面的な調査を実施していますが、主要道路で時間帯によって環境基準を達成できない状況となっています。

悪臭については、発生源の多くは、畜産農業、化学工場、食品製造業などとなっています。

悪臭の規制は、従来、政令で定められた22物質を原因物質として定め、この物質の濃度で規制する方法がほとんどでしたが、近年の悪臭被害は、複数の物質が原因となることが多く実際の被害感覚と合わなくなったことから、人間の嗅覚を利用して臭いの強さを規制する臭気指数を用いた規制を行うことが多くなっています。

本市では、年に数件の苦情が発生していますが、一過性のものが多く、発生源を特定できない場合もあります。

7 ごみを減らしきれいなまちを実現する

① ごみの減量化・リサイクルの推進

従来の大量生産・大量消費の経済社会は、生活の豊かさや便利さをもたらした反面、ごみの増加などの問題を発生させました。

このため、ごみの減量化・資源化などに積極的に取り組み、持続可能な循環型社会への転換が求められているところです。

本市では、平成10年度から缶・ビン・ペットボトルの分別を開始し、紙類、容器包装プラスチックなど徐々に分別の品目を増やし、ごみの減量化、資源化に取り組んできたところです。

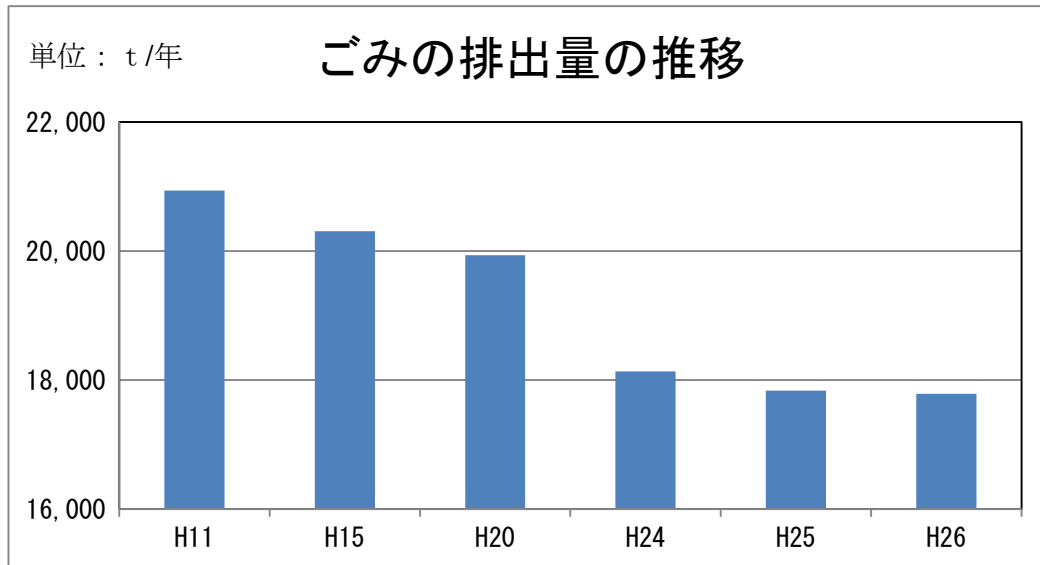
また、平成3年度から各種団体が行う資源ごみの集団回収に対して助成金を交付し、ごみの資源化を推進しています。

ごみの排出量は、平成11年度をピークに減少し、平成26年度にはピーク時と比べると15.1%減少しています。

しかし、市民が1日に出すごみの平均排出量は、ここ数年横ばいの状態が続いており、平成26年度で1日あたり1,071gと千葉県のアVERAGE平均排出量936gを上回り、依然として多い状態が続いています。

また、リサイクル率については、平成26年度で24.3%となっており、千葉県の22.8%を上回っている状況です。

市では、平成21年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成35年度までの減量化目標として、市民が1日に出すごみの平均排出量を1,000g以下、資源化目標として、リサイクル率を30%とすることとしており、引き続きごみの減量化、資源化のための施策を推進します。



② 不法投棄のないまち

快適な生活を送るためには、ごみのないきれいな生活環境が必要不可欠です。

しかし、ペットのふんの不始末や道路や空き地へのポイ捨て、不法投棄などが問題となっています。

市民アンケートでも、ごみの不法投棄やペットのふんの不始末などに対する対策を望む意見が寄せられました。

市では、元警察官や地域ごとに委嘱した不法投棄監視員による巡回監視を実施し、ごみや残土の不法投棄、不適正保管などの行為に対し、警察などの関係機関と連携し対処しています。

また、管理の不十分な空き地等に不法投棄が多く発生していることから「富津市まちをきれいにする条例」に基づき、管理の不十分な土地の所有者等に対し、雑草等が繁茂しないよう指導を行ったり、不法投棄の多い地区に不法投棄防止看板を配布し、不法投棄の防止に努めています。

快適な地域環境の向上には、市民、事業者、市が一体となって意識啓発を図ることが必要です。

まちをきれいにすることは、そこで暮らす私たちの大切な役割です。

身近な地域をはじめ、市の環境に目を向け、社会の一員としてお互いが気持ち良く生活できるよう、また、訪れた人に良い印象を持ち帰ってもらえるよう、環境マナーの向上や環境美化活動の推進のための施策を実施します。

8 きれいな土壌を守る（土壌・地下水汚染）

① 土壌汚染

土壌が汚染されると、有害物質が地下に浸透し地下水が汚染され、農畜産物にも被害をもたらし、私たちの生活環境に重大な影響を及ぼす危険があります。

きれいな土壌を維持するためには、関係機関と連携しながら監視を行い規制する必要があります。

土砂の埋立て事業の際に産業廃棄物や有害物質の混入による土壌汚染や、残土の不適正な堆積による災害の発生を防止するため、市では、県条例の適用除外を受け、500 m²以上の全ての埋立て事業を市で許可することとし、周辺住民の承諾を義務づけるなど規制の強化を図っています。

② 地下水汚染

地下水汚染は、主に揮発性有機化合物^{※6}や重金属^{※7}、硝酸性窒素^{※8}といった物質が原因で発生しています。

昭和55年に米国のシリコンバレーで揮発性有機化合物による大規模な地下水汚染が発生したことから、日本でも昭和57年度に環境省が調査を行い、揮発性有機化合物による汚染が広範囲に及んでいることが確認されました。市でも昭和63年度に使用事業所の確認やその周辺の井戸の水質調査を実施し、市内数カ所で汚染が確認されたことから、水質のモニタリング調査や井戸所有者に対し飲用指導を実施しています。

（用語解説）

※6 揮発性有機化合物

常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌、地下水を汚染する。

代表的なものとして、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあげられる。

※7 重金属

比較的密度の大きい金属の総称。水質汚濁防止法では、水銀、カドミウムなどが規制の対象となっている。

※8 硝酸性窒素

農地に散布された肥料や生活排水は、微生物の働きにより土壤中で硝酸性窒素に変化し、ある程度は土壤中に吸収される。土壤中に吸収しきれなかった硝酸性窒素が、地下へ浸透し、地下水汚染を引き起こす。

9 低炭素社会を築く（地球環境）

私たちは、石油や電気、ガスなどのエネルギーを消費することで快適な生活を維持しています。私たちが、毎日エネルギーを消費することによって、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガス※⁹が大量に排出され、地球温暖化の主な原因となっています。

市民、事業者、市のすべてが地球に暮らすものとしての責任を改めて自覚し、温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素社会づくりに取り組むことで、地球温暖化を防止し、美しい地球を笑顔で次世代に引き継ぐことができます。

低炭素社会を実現するためには、石油などの化石燃料からクリーンエネルギー※¹⁰への転換を図るとともに、私たち一人ひとりができることから取り組んでいく必要があります。

市では、一部の公共施設や防犯灯に LED 照明を導入しているほか、住宅用太陽光発電設備の設置に対し設置費の一部を補助するなど省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの普及を推進しています。

（用語解説）

※9 温室効果ガス

温室効果ガスは、太陽の光で暖められた赤外線を吸収して、地表付近の大気を暖める気体の総称。

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素がある。

※10 クリーンエネルギー

クリーンエネルギーとは、利用時に有害物質を発生させないエネルギー源の総称。代表的なものとして、太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などがあり、これらのエネルギーは、資源が枯渇しないエネルギーで再生可能エネルギーとも言われる。

10 みんなで学び協働するまち（環境学習）

豊かな自然を守り、地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に取り組むためには、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、市民、事業者、市が協働して行動することが不可欠です。

この環境問題への取組を推進するためには、環境意識の定着が必要であることから、環境教育・環境学習の果たす役割は重要なものになっています。

市では、富津市の環境やごみの減量化・リサイクルなどについて出前講座を実施しているほか、東京湾の水質改善など広域的に取り組むべき問題については、関係自治体と連携し、イベントを開催するなどして市民が環境について学ぶ場所の提供を行っています。

また、市内には、環境について学ぶことのできるリサイクル工場や太陽光発電所などが設置されており、今後これらの施設と連携した環境学習の推進が必要となっています。

第3章 具体的な施策と取組

基本目標 I

人と自然が共生し、豊かな自然の恵みを享受・承継するまち（自然環境）

個別目標 1 緑豊かな環境を守る

施策 1-1 緑地の保全

施策 1-2 花いっぱい運動の推進

★みんなの具体的な行動★

市民	・公園や緑地の緑を大切にし、緑化への理解を深めます。 ・庭やベランダなどで花や樹木を育て、緑とふれあう機会を創出します。
事業者	・敷地内で花や樹木を育て、緑とふれあう機会を創出します。 ・山砂採取や開発事業に際しては、緑の保全や再生に努めます。
行政	・都市公園、市民ふれあい公園、市民の森など整備された公園の維持管理に努めます。 ・国定公園や県立自然公園などを保全し、水と緑豊かな自然を継承します。 ・工場や事業所などの敷地内緑化を推奨します。 ・地域の花いっぱい運動を支援します。

個別目標 2 生きものの環境を守る

施策 2-1 多様な動植物の生息・生育環境の保全

★みんなの具体的な行動★

市民	・ 鳥類や動植物などの生息環境の保全に協力します。 ・ 外来種やペットなどは責任を持って管理します。 ・ 自然観察会や野鳥観察会などの参加を通じ、自然環境に対する関心を高めます。
事業者	・ 鳥類や動植物などの生息・生育環境の保全に協力します。 ・ 事業活動を実施する際は、動植物等の生息環境に十分配慮します。
行政	・ 外来種による生態系への影響抑制に努めます。 ・ 有害鳥獣などによる生活環境や農作物への被害防止対策を講じます。 ・ 開発行為により野生動植物の生息環境に影響が生じないように事業者を指導します。

ひとくちMEMO



～身近な外来種たち～ 出典：千葉県生物多様性センター

① アメリカザリガニ



食用ウシガエルの餌として日本に持ち込まれた

② ウシガエル



食用として日本にボーボーという牛のような鳴き声

③ オカダンゴムシ



小さい子どもたちの最初の遊び相手

基本目標Ⅱ

だれもが快適に安心して暮らせるまち（生活環境）

個別目標 3 さわやかで安全な大気を守る

施策 3-1 大気汚染の防止

★みんなの具体的な行動★

市民	・ごみの野焼き行為は行いません。 ・自動車の購入の際には、低公害、低燃費車を選びます。
事業者	・事業活動に伴い発生する大気汚染物質の排出基準を遵守し、その低減に努めます。 ・自動車の購入の際には、低公害、低燃費車を選びます。 ・化学物質の管理を徹底し、使用や排出を抑制します。
行政	・大気汚染の監視を行います。 ・工場や事業場の事業活動に伴う大気汚染に対し、調査を行います。 ・光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）について、市民に適切な情報を提供し、健康被害の防止を図ります。 ・野焼き行為を行わないよう指導や啓発を行います。 ・公用車を購入の際は、低公害、低燃費車を選びます。

ひとくちMEMO



野焼きとは、家庭や事業所から出たごみを庭や空き地などで燃やす行為を言い、法律で禁止されています。

野焼きをすると、ダイオキシンなどの大気汚染物質が発生し健康に悪影響を及ぼすばかりでなく、煙により窓が開けられない、干した洗濯物に臭いやすすがつくなど近隣トラブルにもつながります。

ごみは指定の袋に入れ、ごみステーションに出しましょう。

個別目標 4 安心して暮らせるまちづくり

施策4-1 放射能への対応

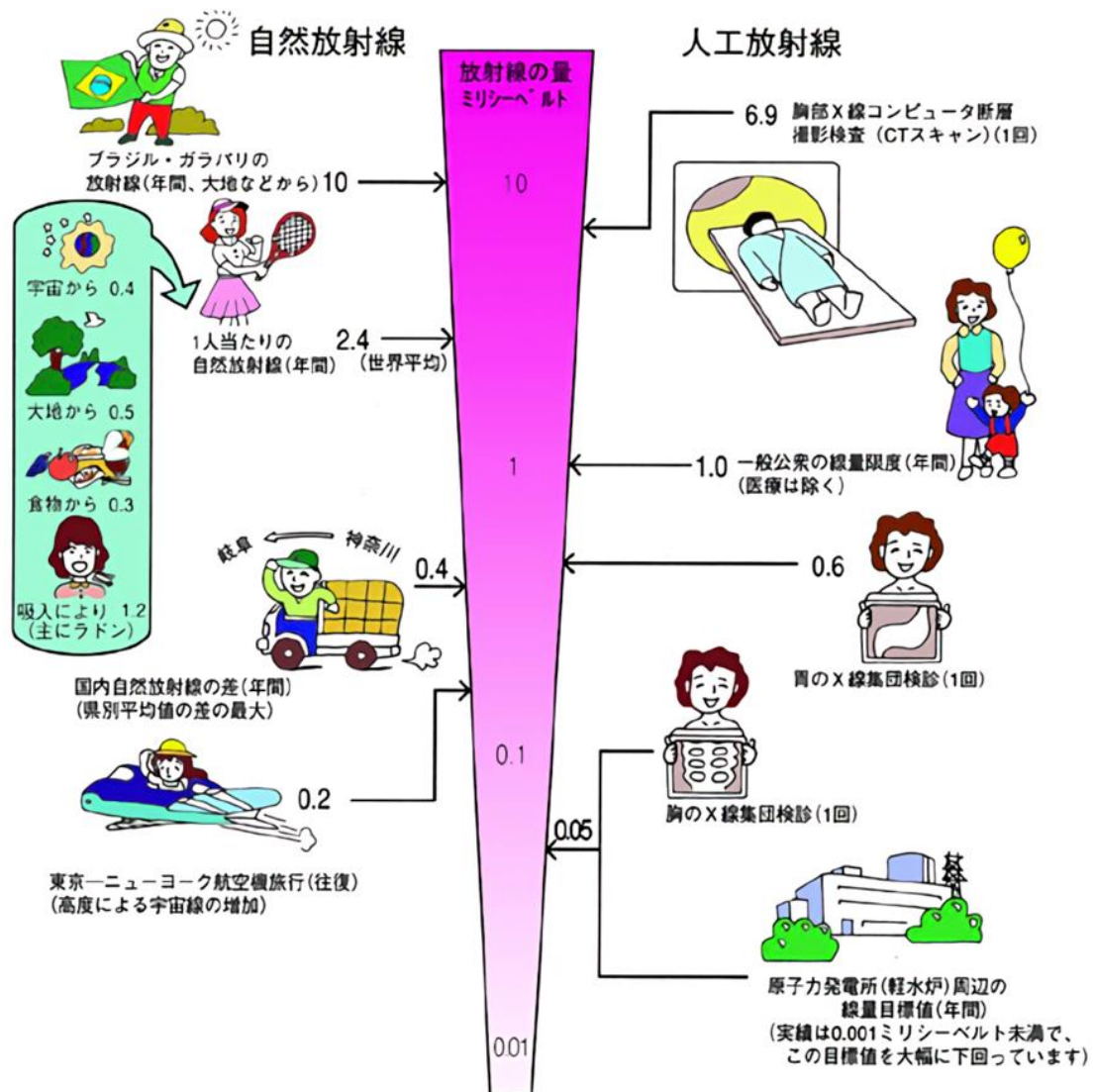
★みんなの具体的な行動★

市民	・放射能に関する情報を積極的に収集し、正しい知識の習得に努めます。
事業者	・放射能に関する情報を積極的に収集し、正しい知識の習得に努めます。 ・食品などの検査を実施し、消費者の不安の払拭に努めます。
行政	・放射能に関する情報を市民に周知します。 ・空間放射線量や排水等の測定を行います。 ・放射線測定器の貸出しを行います。

ひとくちMEMO



～日常生活で受ける放射線量～



1 mSv(ミリシーベルト) = 1000 μ Sv(マイクロシーベルト)

出典：国立研究開発法人 放射線医学総合研究所

個別目標 5 川や海を守る

施策5-1 水環境への負担を減らす

★みんなの具体的な行動★

市民	・ 川や海にごみや空き缶などのポイ捨てはしません。 ・ 海岸や河川周辺で行われる環境美化活動に参加します。 ・ 生活排水は、合併処理浄化槽や下水道などで適正な処理を行います。 ・ 浄化槽は、適切に管理します。
事業者	・ 工場や事業場から発生する排水は、適正に処理を行います。 ・ 浄化槽や排水処理施設の管理を徹底します。 ・ 家畜排せつ物は、適正に処理します。
行政	・ 河川の水質調査を実施します。 ・ 工場や事業場の排水に対し、水質調査などの監視を行います。 ・ 公共下水道区域以外の地域では、合併処理浄化槽への転換を促進します。 ・ 浄化槽の適正な維持管理について啓発を行います。 ・ 水質浄化について意識啓発を行います。

ひとくちMEMO



～魚が棲めるようになるまで必要な水の量～

食品	魚が棲めるようになるまでに必要な水の量
シャンプー（1回分 4.5ml）	浴槽（300ℓ）0.67 杯分
米のとぎ汁	浴槽（300ℓ）約 4 杯分
みそ汁	浴槽（300ℓ）約 4.7 杯分
ビール（コップ1杯 180ml）	浴槽（300ℓ）約 10 杯分
牛乳（コップ1杯 200ml）	浴槽（300ℓ）約 11 杯分
使用済天ぷら油	浴槽（300ℓ）約 20 杯分

個別目標 6 快適な暮らしを守る

施策6-1 悪臭・騒音・振動の防止

★みんなの具体的な行動★

市民	・楽器や音響機器などを使用する時は、時間や音量に配慮します。 ・ペットの鳴き声やエアコンの室外機など日常生活から発生する騒音や振動の防止に努めます。 ・車を運転する際は、急発進や急加速、カーステレオ音など自動車から発生する騒音に配慮します。
事業者	・事業活動に伴って発生する騒音、振動について、規制基準を遵守します。 ・事業活動で使用する機器は、低騒音、低振動型機器を使用します。また、防音や防振の設備を設置し、騒音や振動の発生に配慮します。 ・商店や飲食店などで音響機器を使用する時は、時間や場所、音量などに配慮します。 ・車を使用する際は、急発進や急加速、夜間のエンジン音など自動車から発生する騒音に配慮します。
行政	・道路や地域環境の騒音の状況を調査します。 ・騒音規制法や振動規制法などに基づき、工場や建設現場などから発生する騒音や振動の監視や指導を行います。 ・悪臭防止法に基づき、工場や事業所などから発生する悪臭を規制し指導します。

ひとくちMEMO



～日常生活音のいろいろ～

人が日常生活で静かだと感じるのは、45dB（デシベル）以下であると言われています。同じ音でも時間や場所によってうるさく感じることもあります。

生活騒音は、人の活動にともなって発生するものですから、なくすことはできません。それだけに一人ひとりが普段から心がけて、必要以上の音を出さないように注意することが大切です。

◆日常生活で発生する音の目安◆

飛行機のエンジン音	140 dB	聴覚機能に異常をきたす
鉄道ガード下	100 dB	極めてうるさい 
犬の鳴き声	90～100 dB	
ピアノの音	80～90 dB	
洗濯機	64～72 dB	うるさい 
掃除機	60～76 dB	
電話のベル	64～70 dB	
エアコンの室外機	41～59 dB	日常生活で望ましい範囲
ささやき声	30 dB	静か 
木の葉のふれあう音	20 dB	

「生活騒音の現状と今後の課題」（環境省）から引用

個別目標 7 ごみを減らしきれいなまちを実現する

施策7-1 ごみの減量化とリサイクルの推進

施策7-2 不法投棄のないまち

★みんなの具体的な行動★

市民	・適正なごみの分別を行います。 ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを持参します。 ・バザーやフリーマーケット等を活用し、リサイクルに努めます。 ・エコマーク商品や詰め替え商品など環境に負荷の少ない商品を購入します。 ・不法投棄を未然に防ぐためにも所有地の管理を徹底します。 ・ごみやたばこのポイ捨てはしません。 ・犬のふんは、持ち帰ります。 ・地域の環境美化活動に積極的に参加します。
事業者	・適正なごみの分別を行います。 ・包装の簡素化や詰め替え商品など環境に負荷の少ない商品の開発販売に努めます。 ・エコマーク商品や詰め替え商品など環境に負荷の少ない商品を購入します。 ・事業所周辺の環境美化に努めます。 ・地域の環境美化活動に積極的に参加します。
行政	・ごみの分け方と出し方について周知します。 ・資源ごみの回収活動を推進します。 ・エコマーク商品や詰め替え商品など環境に負荷の少ない商品を購入します。 ・不法投棄等防止のため、環境パトロールを実施します。 ・不法投棄防止啓発看板を設置します。

- ・ 不法投棄の早期発見、早期対応に努めます。
- ・ 空き地等の適正管理の指導を行います。
- ・ 地域の一斉清掃を実施します。

個別目標 8 きれいな土壌を守る

施策8-1 土壌・地下水汚染の防止

★みんなの具体的な行動★

市民	・ 農薬や化学肥料などは、適正に使用します。 ・ 埋立て行為などに安易に土地の提供は行いません。
事業者	・ 工場や事業所などで化学物質等を取り扱う際は、適正な使用や管理を行います。 ・ 家畜排せつ物の処理は、適正に行います。 ・ 建設工事で発生する土砂（建設発生土）は再利用に努めるとともに埋立てを行う場合には、条例等に基づき適正に行います。
行政	・ 建設発生土等の埋立てについて、監視や指導を行います。 ・ 農薬や化学肥料の適正使用や、家畜排せつ物の適正処理を指導します。 ・ 必要に応じ土壌汚染や地下水汚染の調査を行います。

基本目標 Ⅲ

地域から地球環境問題に取り組むまち（地球環境）

個別目標 9 低炭素社会を築く

施策 9-1 エネルギーや地球環境に配慮した行動の推進

★みんなの具体的な行動★

市民	・ 太陽光発電など再生可能エネルギーを導入します。 ・ LED 照明など省エネルギー型の設備を導入します ・ 駐停車時にアイドリングストップを実践するなどエコドライブを実践します。 ・ 外出の際は、なるべく公共交通機関を利用し、近くの外出には自動車を利用しません。 ・ 冷暖房は適正な温度に設定します。 ・ 省エネルギー（節電・節水）活動を実践します。 ・ 食品は、地産地消、旬産旬消を心がけます。 ・ 電化製品を購入する際は、省エネルギー型の製品を購入します。
事業者	・ 太陽光発電など再生可能エネルギーを導入します。 ・ 事業所内に LED 照明など省エネルギー型の設備を導入します。 ・ 駐停車時にアイドリングストップを実践するなどエコドライブを実践します。 ・ 冷暖房は適正な温度に設定します。 ・ 事業所内の省エネルギー（節電・節水）活動を実践します。 ・ 機器を購入する際は、省エネルギー型の機器を導入します。
行政	・ 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報を提供します。 ・ 一般家庭に太陽光発電などの再生可能エネルギー導入を推進します。 ・ 公共施設に太陽光発電など再生可能エネルギーを導入します。

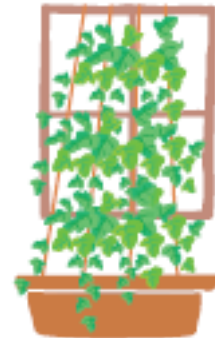
- ・ 公共施設に省エネルギー型設備を導入します。
- ・ 駐停車時にアイドリングストップを実践するなどエコドライブを実践します。
- ・ 冷暖房は適正な温度に設定します。
- ・ 事業所内の省エネルギー（節電・節水）活動を実践します。
- ・ 物品を購入する際は、省エネルギー型の製品を購入します。

ひとくちMEMO



グリーンカーテンを作ろう！

窓や壁に張ったネットにゴーヤなどのつる性植物を這わせ、カーテンのように窓や壁を覆うことで、夏の日差しを遮り、室温の上昇を抑えるとともに葉から蒸発する水分によって周りの温度を下げる効果があります。



基本目標 IV

みんなで考え行動するまち（環境学習）

個別目標 10 みんなで学び協働するまち

施策 10-1 環境学習の機会の充実

施策 10-2 環境保全活動への参加と協働の推進

★みんなの具体的な行動★

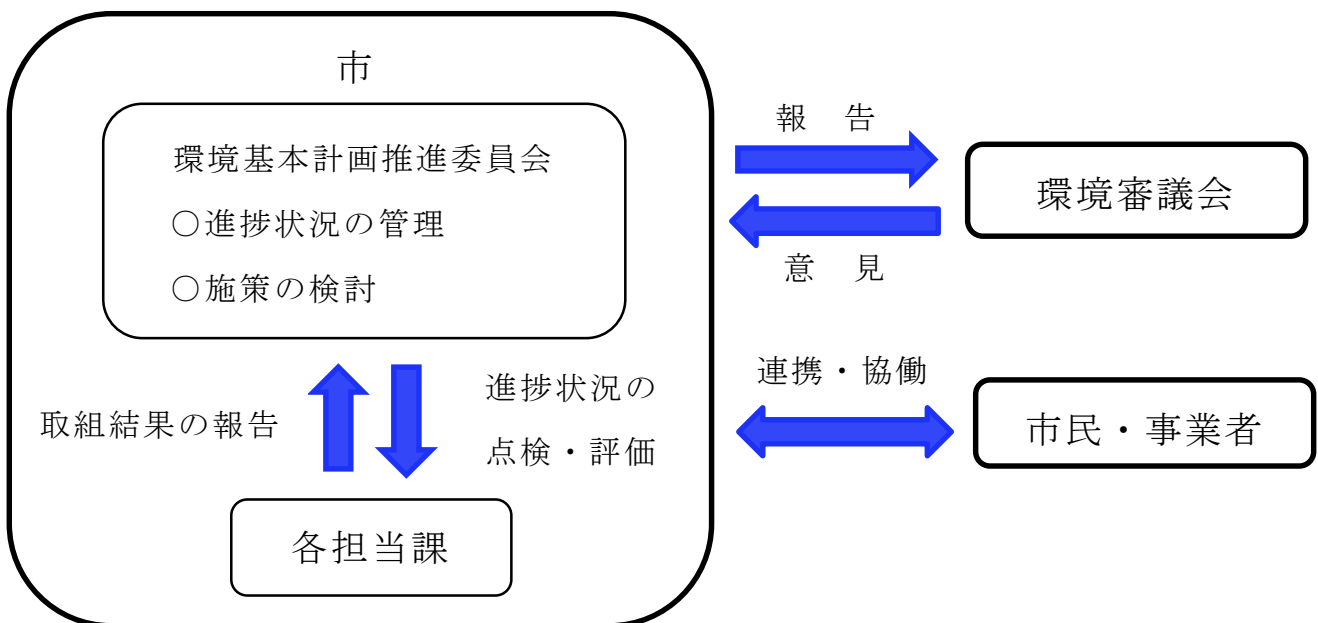
市 民	・市が実施する出前講座を積極的に利用します。 ・環境イベント等に積極的に参加します。 ・地域の環境保全活動に参加します。
事業者	・従業員に環境教育を実施します。 ・地域の環境学習のため工場見学会などを開催します。 ・地域の環境保全活動に参加します。
行 政	・学校と連携し環境教育を推進します。 ・副読本を配布する等環境に関する情報を発信し、市民の環境に関する意識や関心を高めます。 ・出前講座やイベントを開催し市民に環境学習の機会を提供します。 ・市内のリサイクル工場や太陽光発電所など環境関連施設と連携した環境学習を行います。 ・地域の環境保全活動を支援します。 ・環境美化活動等のボランティア活動を支援します。

第4章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

環境基本計画を効率的かつ確実に推進するために、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、環境に関する取組を実践するだけでなく、情報交換や意見交換を行い、よりよい方策を模索しながら、連携や協働することが必要です。

このため、市では、庁内の関係部局からなる「環境基本計画推進委員会※11」を設置し、施策の進捗状況や環境の変化により生じた新たな課題への対応を行っています。



※11 環境基本計画推進委員会の構成員

役職	職 名	役職	職 名
委員	総務部長	委員	消防長
委員長	市民部長	委員	教育部長
委員	健康福祉部長	委員	農業委員会局長
副委員長	建設経済部長	委員	水道部長

2 計画の進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとするために、施策の実施状況などについて定期的に点検を行う必要があります。進行管理は、計画(PLAN)、実行(DO)、点検(CHECK)、見直し(ACTION)を繰り返すことによって行います。

具体的には、毎年度、関係部局が取組に対する具体的な目標を設定し、目標に対する達成評価を行います。

また、市民及び事業者の取組についても定期的にアンケート調査を行い、環境に配慮した行動の実施状況の把握に努めます。

これらのことを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを実施していきます。

